

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第26回 2019年9月

日中社会保障協定2019年9月1日に発効

本アラートの分析対象法規 :

- ・「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」
- ・「『社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定』の実施に関する行政協議書」

背景

中華人民共和国人力资源・社会保障部と日本の主管機関が、2019年4月18日付けで共同して協議した結果、「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」（以下「協定」）及び「『社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定』の実施に関する行政協議書」（以下「行政協議書」）は、2019年9月1日より発効される。

当該「協定」は、ドイツ、韓国、デンマーク、フィンランド、カナダなどの国に続いて、中国が締結し、発効される10番目の二国間社会保障協定である。これは、中国が国際慣例に倣い、二国間協定を通じて年金保険料の二重徴収を防ぐための重要なステップとなる。当該「協定」の発効を受けて、日中両国の多国籍企業及び個人の社会保障負担が軽減され、両国間の提携・投資関係が更に強化され、経済交流及び人的交流が一層促進されることが期待される。

主な内容

- 適用対象者 – 中国側の適用対象者を配偶者及び子にまで拡大する
- 発効された「協定」及び「行政協議書」に基づき、その適用対象者は下記のとおりである。
- ・ 派遣される被用者
 - ・ 海上航行船舶又は航空機において就労する被用者
 - ・ 外交領事機関の構成員、公務員

- ・ 要件に該当する例外の者（日中両国の主管機関の承認を得た特定の範囲の者を指し、当該特定範囲の者に日中両国のいずれか一方の法令が適用されることを前提条件とする）

- ・ 要件に該当する同行の配偶者と子（日本で就労する中国からの派遣被用者、公務員及び例外の者に同行する配偶者と子のみに適用する）

中国から日本に派遣される駐在員は、派遣元国である中国で中国の社会保険に加入していることが、当該「協定」の優遇を享受できる前提条件となる。

➤ 加入を免除される年金制度 – 適用可能な年金制度が単一的である

「協定」及び「行政協議書」は、日中両国の社会保障制度において強制加入となる老齢保険のみに適用される。

- ・ 中国：被用者基本老齢保険
- ・ 日本：国民年金（国民年金基金を除く）及び厚生年金保険（厚生年金基金を除く）

国民年金には、老齢福祉年金・その他の福祉目的のため経過的又は補完的に支給される年金であって、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

➤ 加入免除期限 – 初回の申請では原則5年以内とされる。特段の事情がある場合は、申請に基づき、期限を適切に延長できる。

- ・ 日中いずれか一方の国内企業などの組織から、他方に設立された企業や組織に派遣され、雇用される派遣元国で年金制度に加入を残している被用者である場合、初回の加入免除期間の申請では原則5年以内とされる。
- ・ 派遣期限が5年を超える場合、日中両国の主管機関又は実施機関の承認を得て、期限を適切に延長することができる。

➤ 「派遣期限」の計算

派遣期限は、「協定」及び「行政協議書」の発効日から起算する。それ以前に既に開始している派遣期間は、上述の「5年間」に加算されない。

KPMGの所見

現在、各地で企業の税負担軽減や費用削減を図っており、北京と上海では企業老齢保険料率を一律に16%にまで引き下げた。これを背景に、「協定」及び「行政協議書」の発効は、日中両国の多国籍企業及び個人の社会保険負担の更なる軽減に繋がる。

北京、上海、広州、深圳を例として、中国企業が、中国に派遣される日本籍従業員を受け入れ、当該従業員のために中国で被用者基本老齢保険に加入し、拠出を行った場合（企業と個人の負担分を含む）、各地で老齢保険の拠出割合引き下げ後に、「協定」及び「行政協議書」に基づき老齢保険料免除の適用を申請すれば、拠出に関する軽減概算額は下記のとおりである。

都市	老齢保険の月次拠出基数の上限額	老齢保険の拠出軽減額 (企業・個人の合計/人・月当たり)
北京	23,565	5,655.60
上海	24,633	5,911.92
広州	19,014	4,183.08
深圳	19,014	3,992.94

注：北京、広州、深圳の社会保険基数は2019年7月時点の公開データであり、上海の社会保険基数は2019年6月時点の公開データである。深圳の老齢保険の企業拠出割合は13%である（戸籍が深圳以外にある場合）。

「協定」及び「行政協議書」の発効後、申請者は関連実施細則及び申請マニュアルに基づき「適用証明書」の発行を申請することができる。KPMGは、公布された日中社会保障協定及び「行政協議書」に基づき、ほかの国との社会保障協定の通知細則や私どもの実務経験を踏まえて、企業が早期に下記のことについて着手されるよう提案する。

- 現在の派遣モデル及び雇用取決めを整理し、海外派遣従業員の報酬・福利厚生の構成を全体的に分析する。
- 海外進出する企業は、日本の老齢保険政策及び規定に留意し、派遣する従業員の報酬・福利厚生の構成及び派遣期限を合理的に計画する。
- 派遣コストの見積を行い、現在の派遣取決めを調整し、海外派遣の構成を最適化する。
- クロスボーダー従業員の日中両国における保険加入状況を適時にレビューする。
- 要件に該当する企業内の個人に対して、「協定」及び「行政協議書」などの関連書類の規定に基づき、適時優遇政策を享受できるよう「適用証明書」の発行申請或いは社会保険料免除の申請を行う。

KPMGは、今後も引き続き社会保障協定に関する政策に注目し、適時関連政策の解説を提供します。最新動向について、企業並び個人の方々は何時でもKPMGまでお気軽にお問い合わせください。

お問合せ先

華北地域

Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 5889

Matsuda Kensuke 松田 健輔

Director ディレクター

Email: kensuke.matsuda@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7034

Li Lisa 李輝

Director ディレクター

Email: liisa.h.li@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7638

華中・華東地域

Hirasawa Naoko 平澤 尚子

Partner パートナー

Email: naoko.hirasawa@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3098

Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3678

Shi Shirley 侍怡

Partner パートナー

Email: shirley.y.shi@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2105

Wang Zhewei 王哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2717

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2286

Mokuta Masakazu 穂田 正和

Director ディレクター

Email: masakazu.mokuta@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2247

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Tel: +86 (20) 3813 8109

Chen Vivian 陳蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198